

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

女性をめぐる課題は、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、家庭関係破綻など多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しています。このような認識のもと、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、新たな枠組みを構築していく必要があるとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）が制定されました。

困難女性支援法は、様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいはそのおそれのある女性を施策の対象としています。また、これらの女性が自らの意思が尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細かで寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としています。

県では、困難女性支援法に基づき、政府が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日公示。）に即して「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定いたします。

基本計画では、これまでの婦人保護事業における取組みの成果・課題を検証し、関係機関及び民間団体との協働により、早期から包括的かつ切れ目のない支援体制を整備していくことにより、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現を目指していきます。

(2) 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和7年度までの2年間とします。

また、政策的に関連の深い「第4次山形県DV被害者支援基本計画」（以下「DV計画」という。）の改訂に合わせ、令和8年度からは両計画の一体化を図ります。

(3) 計画の位置づけ

- 困難女性支援法第8条第1項の規定による基本計画として策定するものです。
- 配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力（Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）、以下「DV」という。）の被害者については、DV計画により支援を推進します。

- この計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶を目指しており、2015年に国連で採択された「SDGs^{*}」と理念を共有するものです。

※SDGs：2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」

(Sustainable Development Goals = SDGs)をいう。“誰一人取り残さない”を理念とし、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

(4) 計画における支援対象者

本計画の支援対象者は、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とします。

女性であることにより、性的な被害に遭遇しやすいこと、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としており、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず支援の対象とします。

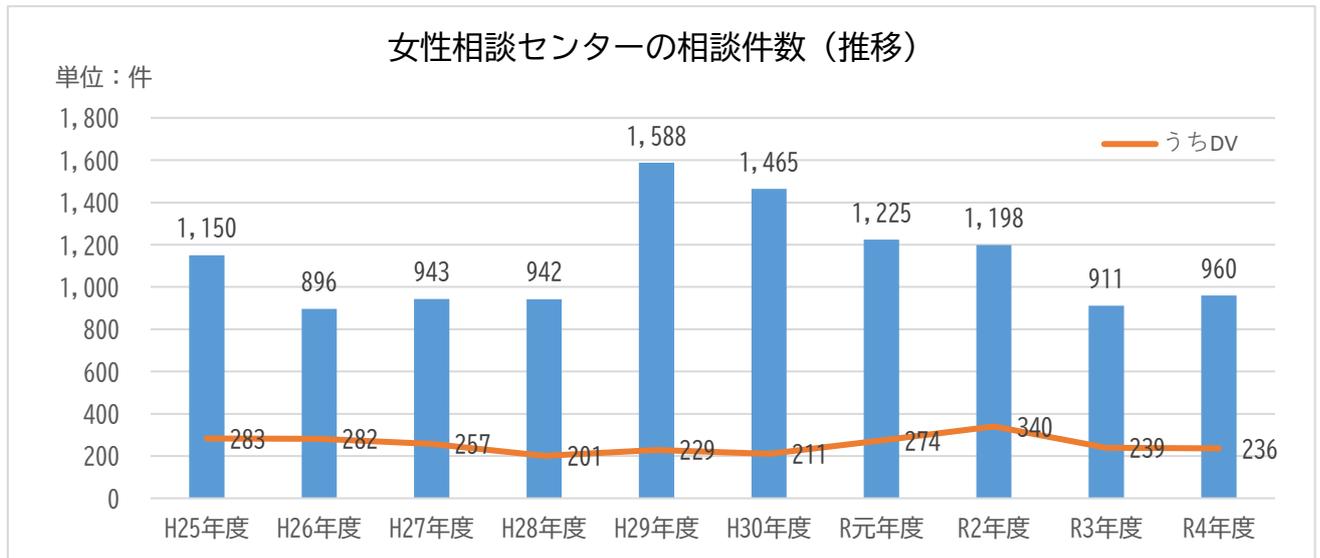
2. 現状と課題

(1) 女性相談の状況

【現状】

①女性相談センターにおける相談状況

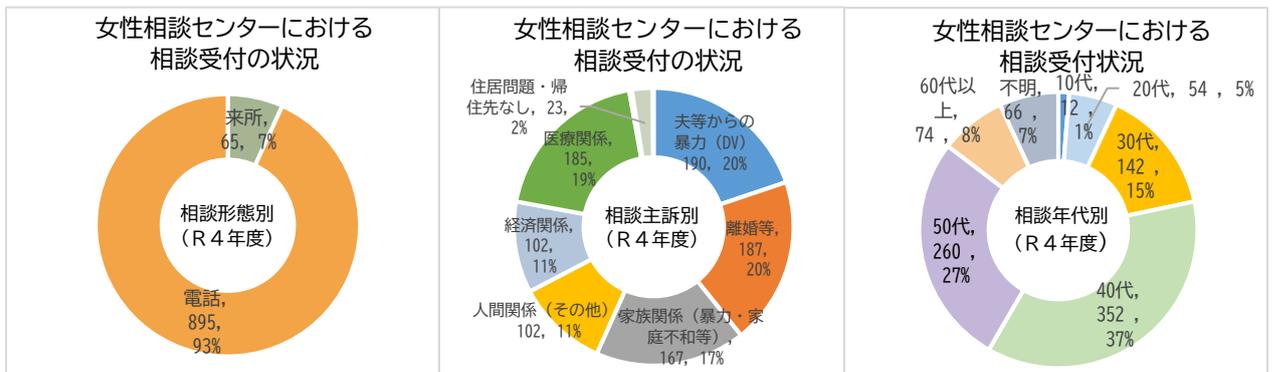
本県の女性相談センターにおける令和4年度の相談件数は、960件（実人数）で、減少傾向にあります。そのうち、DVに係る相談は236件（24.5%）で、概ね横ばいの状況にあります。



相談形態としては、電話相談が90%を超えますが、この中には「子ども女性電話相談」による相談が含まれています。

主な相談内容は、「夫等からの暴力」「離婚等」に関するものが最も多くそれぞれ20%、次いで「医療関係」、「家族関係」に関するものとなっています。

相談者の年齢としては、10代から60代以上まで全年代にわたっています。特に、40代（37%）が最も多く、次いで50代、30代と続いています。

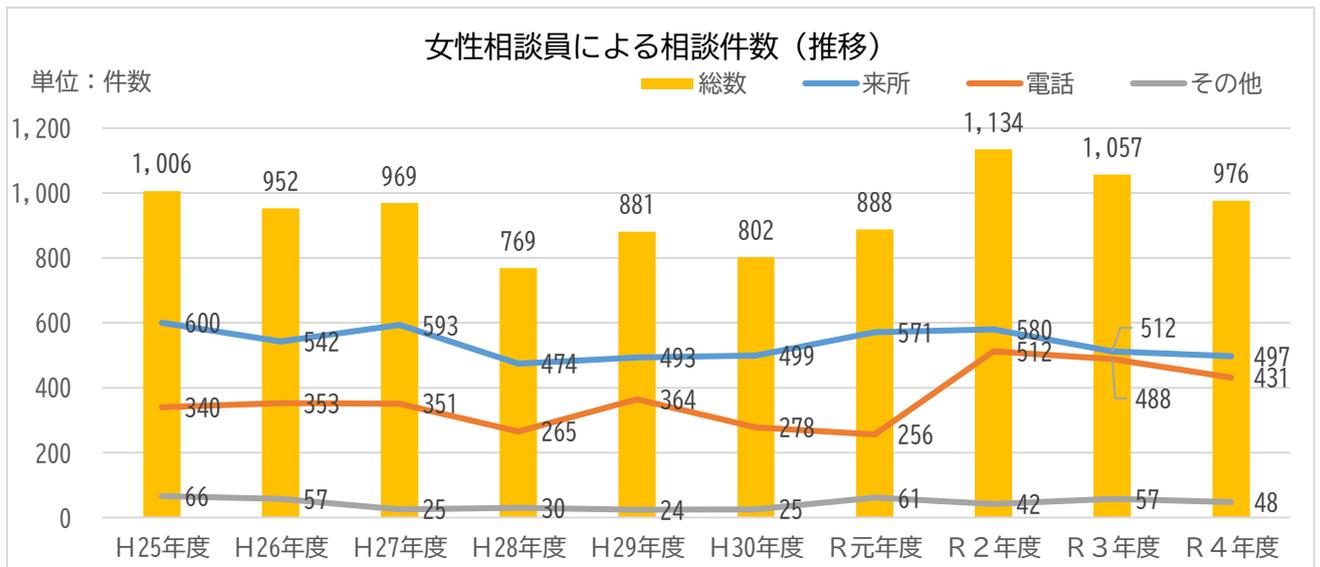


出典：山形県「山形県女性相談センター業務概要」

②女性相談員による相談状況

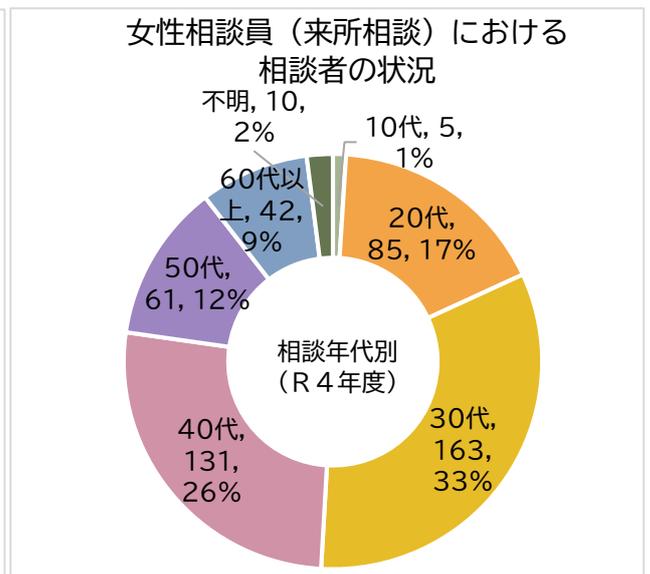
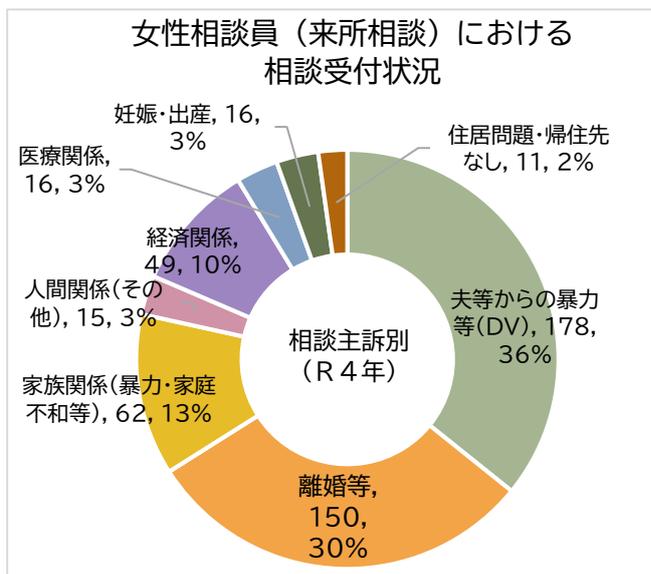
女性相談員は、県女性相談センター及び県総合支庁、各市に合計 24 名配置されています。(R5.4 時点) 13 市すべてに女性相談員が配置され県内全域をカバーしており、本県において地域における女性支援の大きな強みとなっています。

令和 4 年度の相談件数は、976 件（実人数）で、減少傾向にあります。相談形態としては、来所相談が 497 件（49%）、電話相談が 431 件（44%）となっており、コロナ禍を経て近年は電話相談の割合が増加しています。



来所相談の状況について詳しく見ると、主な相談内容としては、「夫等からの暴力」「離婚等」に関するものが最も多くそれぞれ 30%超、次いで「家族関係」「経済関係」に関するものとなっています。

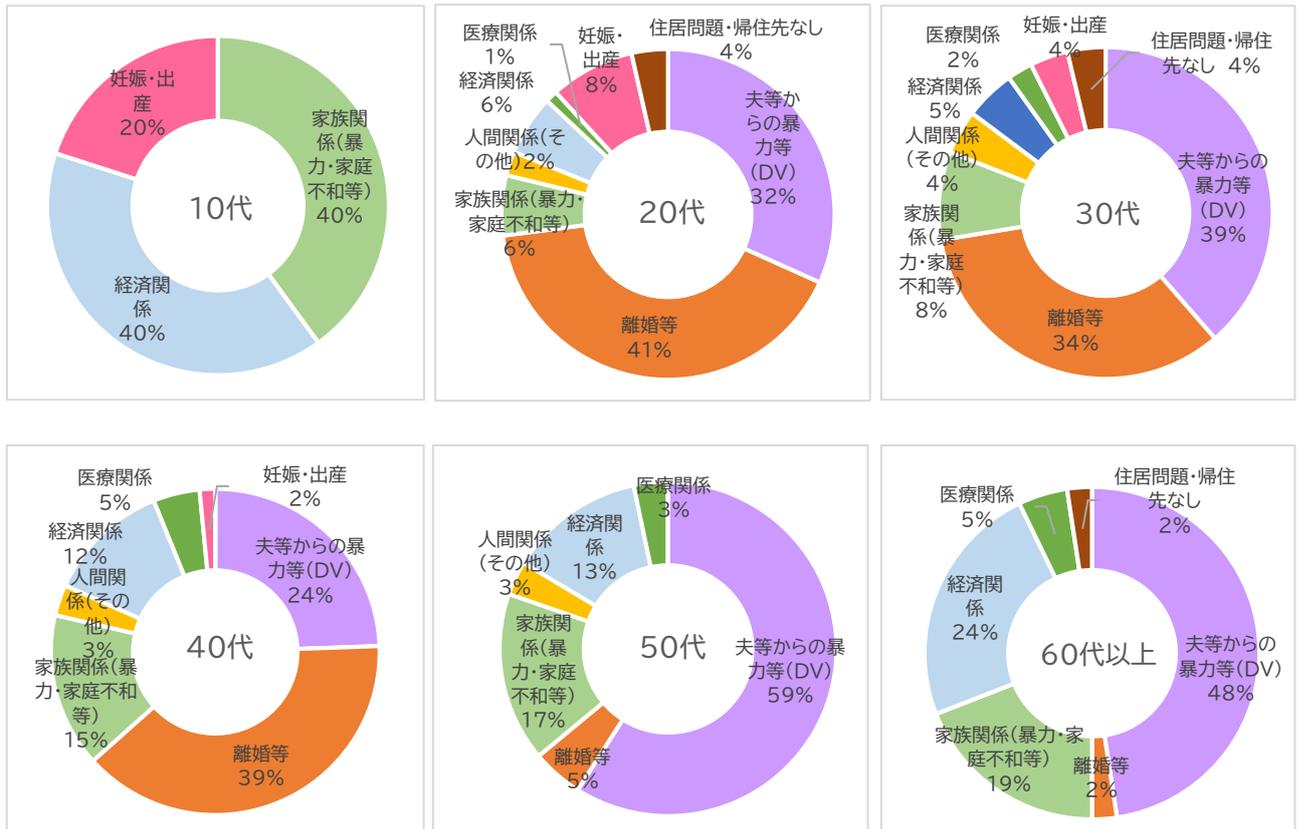
相談者の年齢では、10 代から 60 代以上までの全年代に広がっており、30 代が最も多く、次いで 40 代、20 代の順となっています。最も少ないのは、10 代で 1%にとどまっています。



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

さらに、年代別の相談内容で見ると、20代以上の年代では「夫等からの暴力」の割合が一定数あり、高齢になると割合が高くなる傾向にあります。また、相談件数の多い20代から40代では「離婚等」が占める割合が約40%と多くを占めています。また、「家庭関係」「経済関係」「住居問題」等それ以外の多様な相談も寄せられています。

一方、10代の相談件数は多くないものの、「家庭関係」「経済関係」「妊娠・出産」等についての相談のみとなっており、他の年代とは異なる状況となっています。



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

【課題】

- 相談件数は、近年減少傾向にありますが、女性相談窓口を知らない、相談を必要としながらも支援対象者として十分に発見されていない女性が一定数存在することが指摘されており、相談窓口の周知を強化していく必要があります。
- 相談者の年代は、10代から60代以上までの全年代に広がっており、20代から40代までが多く、10代は少ない状況です。SNS等多様な媒体を活用して、若年層にも届きやすい周知啓発を行っていく必要があります。
- 相談主訴としては、「DV」「離婚等」に加え、「経済関係（経済的問題）」「医療関係（精神的問題）」が多くなっていますが、これらの複数の内容が重なり合い、複雑化・困難化する相談が近年増加傾向にあります。多岐にわたる相談を受け止めることができるよう、相談支援に係る専門的な技術の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

(2) 一時保護の状況

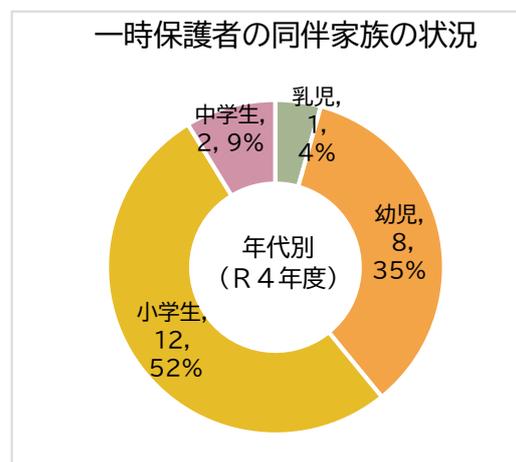
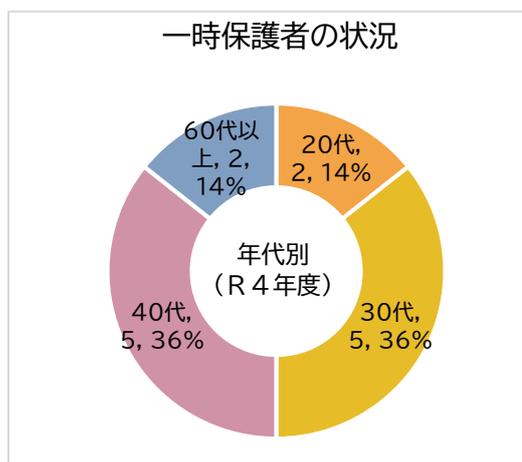
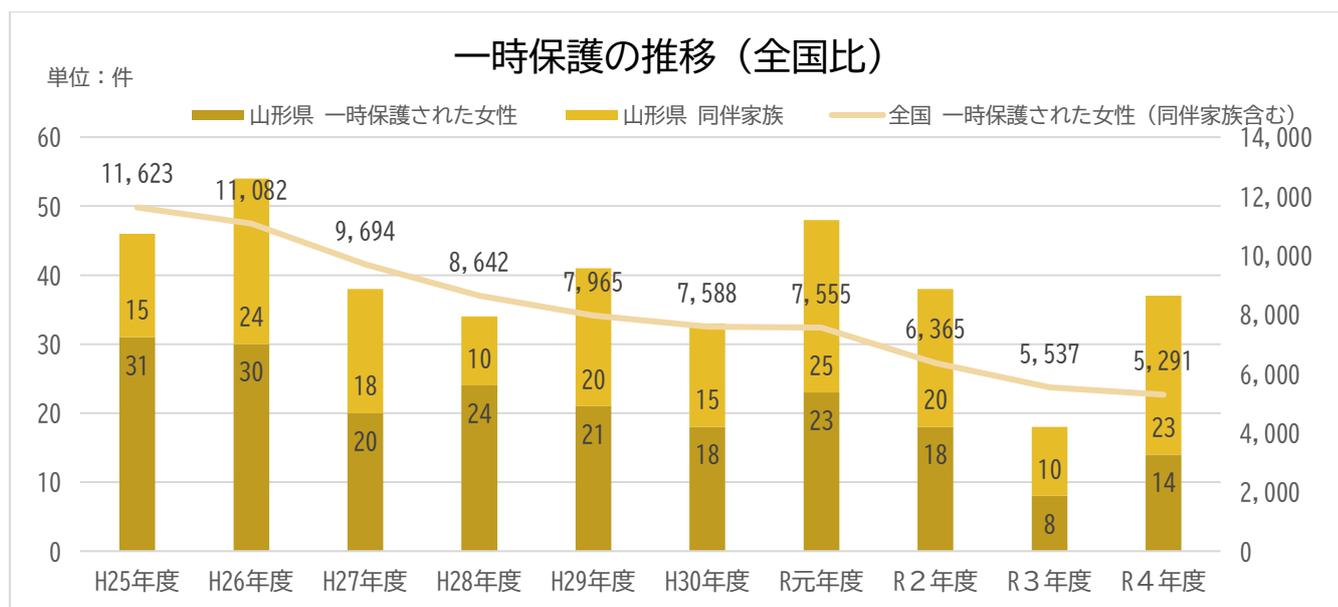
【現状】

女性相談センターでは、安全確保が必要な女性や同伴する子どものため、24時間体制で保護を実施しています。

一時保護は原則、女性自立支援施設への入所や安定的に自立した生活を行うことができるようになるまでの短期間（原則2週間以内）の入所であり、退所後の生活に向け関係機関と連携し本人の状況や希望を尊重しながら調整していきます。

令和4年度中に一時保護された女性は14名であり、平成25年以降、減少傾向にあります。これは、全国の一時保護の状況と比べても同様の傾向にあります。一時保護された女性の年代は、30代、40代が中心となっており、次いで20代、60代以上となっています。

また、女性と一緒に保護された同伴家族は23名となっており、前年度から大きく増加しています。同伴家族は保護された女性の状況に左右されますが、令和4年度は、小学生（52%）、幼児（35%）で約90%となっています。

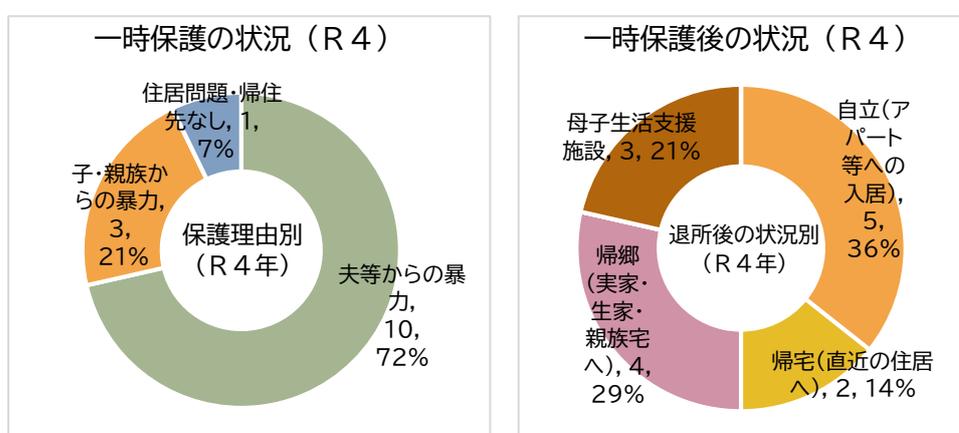


出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

保護理由別の内訳は、「夫等からの暴力」が 10 名、「子・親族からの暴力」が 3 名、「住居問題・帰住先なし」が 1 名となっています。

一時保護所退所後の状況は、「自立（アパート等への入居）」が最も多くなっています（36%）。地域における支援体制が充実してきたこと等を踏まえ、市町村等の支援を得て福祉制度等を活用しながら自立の道を選択していることがうかがえます。次いで、「帰郷（実家等へ）」が約 30%、母子で入所し生活の支援を受けることができる「母子生活支援施設」が 21%となっています。一時保護されたものの「帰宅（直近の住居へ）」を選択する者が一定数おり、継続支援を行っています。

退所後に女性自立支援施設へ入所したケースは令和元年度以降ありません。制限がある共同生活への拒否感等から施設入所を選ばず、地域で支援制度を活用しながら自立した生活を選択したり実家等の支援を選択したりする状況となっています。



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

【課題】

平成 25 年以降に一時保護された女性は減少傾向にあります。また、令和元年度以降に一時保護所退所後に女性自立支援施設へ入所したケースはありません。その理由として、保護施設等の支援が十分に理解されていないこと、支援対象者のニーズに対して支援内容や制度が不十分であるなど施設への入所をためらわせる要因があること等が考えられています。これらの課題を検証し、支援を必要とする人に確実に支援が届く体制を作っていく必要があります。

また、施設利用者の多くが夫や家族からの暴力の被害者であることから、安心できる安定的な生活を確保し心身の健康の回復が図られるよう、心理的・医学的側面からの支援を行っていく必要があります。

(3) 令和 5 年度県・市町村事業担当者アンケート

令和 5 年 7 月に、女性相談員が配置されている県及び市町村の婦人保護事業担当課及び女性相談センターを対象に、女性相談における現状（近年の傾向・課題）及び困難な問題を抱える女性への支援に向けた課題等について、アンケート調査を実施しました。

○実施時期 令和5年7月

○調査対象 県及び市町村の婦人保護事業担当課、女性相談センター

○主な調査項目及び主な回答

	主な調査項目	主な回答
1	女性相談における課題	<ul style="list-style-type: none">・夜間・休日の相談に対応できない。・相談手段の拡充や多様化が必要。・自分のタイミングで相談できる体制が必要。(SNS等)・相談窓口の認知度が低い。特に、若年層の認知が不十分である。・女性相談に対する関係機関との共通認識が必要。
2	近年の女性相談の傾向	<ul style="list-style-type: none">・DV、離婚、離婚後の就労、生活困窮、借金、未婚での妊娠、生きづらさ(障がい・精神疾患)、ヤングケアラー、孤立等、重層化し、複雑困難化するケースが増加している。・全年代からの相談があるが、30代～40代の相談が多い。・精神疾患等による中長期的な支援が必要なケースが増えている。
3	支援対象者の早期発見・早期相談のための施策を行うにあたっての課題等	<ul style="list-style-type: none">・相談しやすい体制づくりが必要。・相談窓口に来所することはハードルが高い。・若年層が相談しやすいツール(SNS等)による相談体制が必要。・相談窓口の周知が必要。特に、若年層への周知啓発が必要。・若年期から学習の機会を持つことが必要。自分が置かれている環境が「困難」だと理解するアンテナを持つような情報発信が必要。・気軽に相談できる場所の設置が必要。
4	把握した支援対象者が必要とする支援、支援を行う際の課題等	<ul style="list-style-type: none">・民間団体の発掘・育成、支援、連携が必要。・幅広い相談に対して多様な受け皿が必要であり、関係機関との連携協働が不可欠。・相談員のスキルアップのための研修が必要。・積極的な同行支援等、顔の見える相談が必要。・入所しやすい一時保護体制の整備が必要。・DV被害者と同一の窓口であるため、安全の確保が困難。・民間シェルター等、単身女性も受入が可能な施設の設置が必要。

【課題】

- ・ 幅広い年代からの相談が対象となり、相談の内容はDV、離婚等に加え経済的問題、医療的・精神的な問題、孤立等複数の要因が重なり合い、複雑化・困難化する傾向にあります。他分野との連携支援が必要不可欠であり、また、その中核となる女性相談窓口の広い周知が必要と考えられます。
- ・ 若年層からの相談件数が少ない一因に認知が不十分なことが挙げられました。自分が置かれている環境が「困難」だと理解するアンテナを持つような情報発信、若年層が利用しやすい相談ツールの整備を検討していく必要があります。
- ・ 支援対象者の状況に応じた柔軟な一時保護体制の整備や民間シェルター等の設置が必要と考えられます。

《参考》

婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設は、改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）を根拠として設置されていますが、令和6年4月1日以降は、困難女性支援法に基づき女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設になります。

3. 基本目標・施策体系

(1) 基本目標

**困難な問題を抱える女性が
安心して自立して暮らすことができる社会の実現**

困難な問題を抱える女性であっても、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられることにより、その福祉が増進され、安心して、かつ自立して暮らすことができる社会の形成に向け取組みを進めます。

(2) 主な課題

「2. 現状と課題」を踏まえ、次の5点を主要な課題として整理しています。

① 女性の人権等に対する意識啓発の強化

- ・ 女性相談の件数は年間一千件に上り、さらには内容の複雑化・困難化もみられることから、困難な問題を抱える女性への支援に関し、県民の関心と理解を深める必要があります。
- ・ 自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育や啓発に努める必要があります。

② 相談しやすい体制づくり

- ・ 経済的困窮や孤立など支援を必要としながらも相談に繋がりにくい女性、特に若年層の対象者を把握し、適切な支援を行う必要があります。

③ 保護体制の充実

- ・ 一時保護施設及び女性自立支援施設の支援が十分に理解されていないこと、施設等への入所をためらわせる要因があること等を踏まえ、課題を検証し、支援者ニーズに応じた柔軟な一時保護体制について検討する必要があります。

④ 心身の健康の回復支援

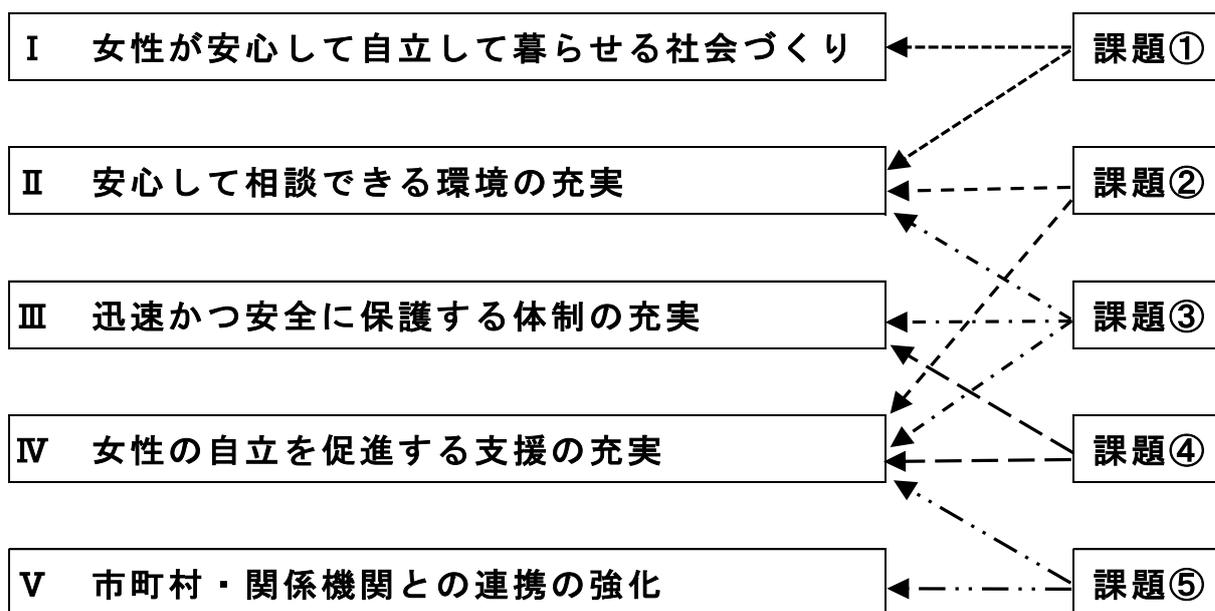
- ・ 一時保護利用者の多くがDVや家族からの暴力の被害者であることから、安心できる安定的な生活確立し心身の健康の回復を図られるよう、心理的・医学的側面から支援する必要があります。
- ・ 経済的自立にととまらず、その人らしい暮らしの実現のため、自立後においても継続的なフォローアップや相談支援を行う必要があります。

⑤ つながり続ける支援

- ・ 幅広い年代から多岐に渡る相談が寄せられていることから、支援対象者の多様なニーズに対応した関係機関との連携や民間団体との協働により、包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援を行う必要があります。

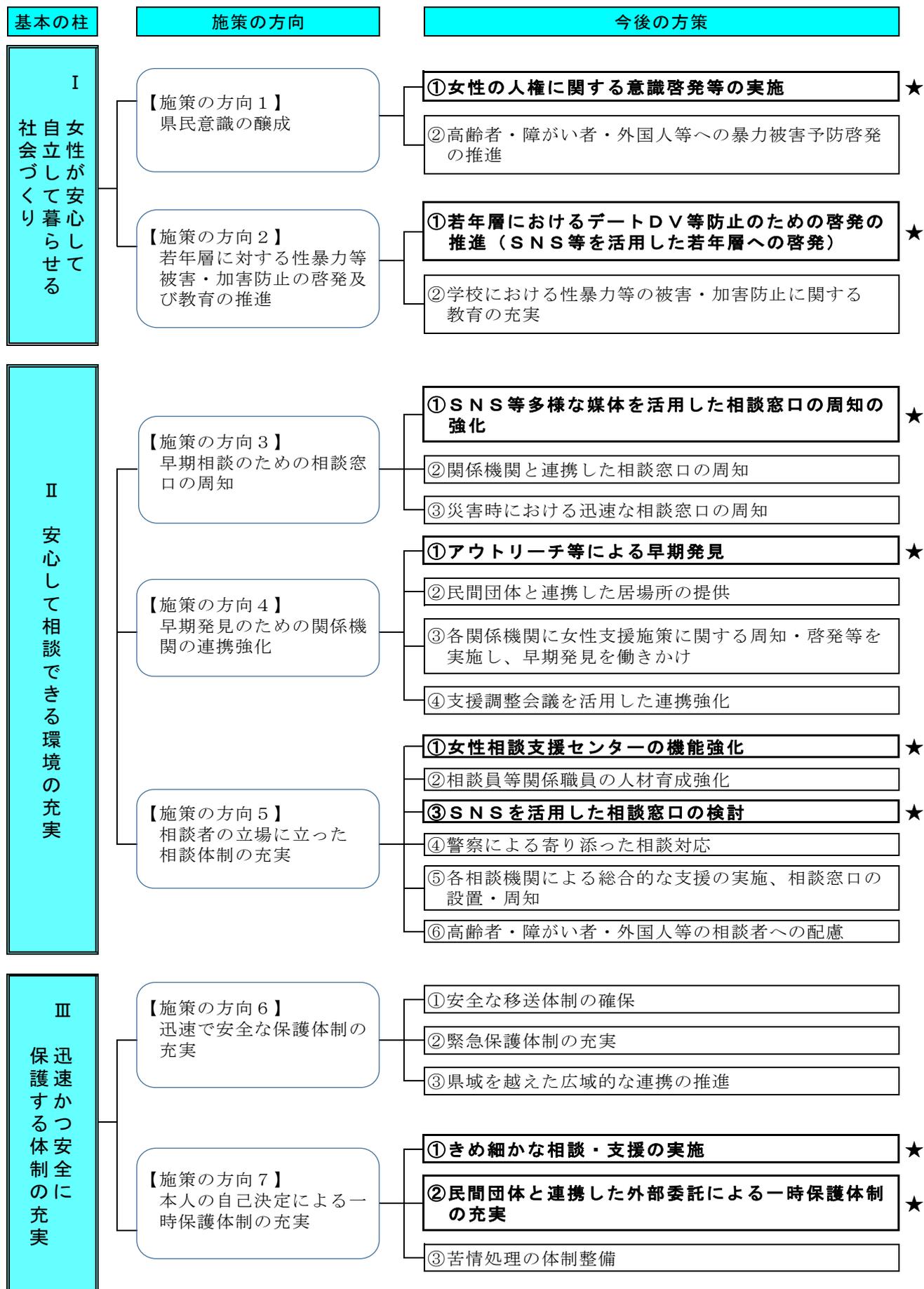
(3) 基本の柱

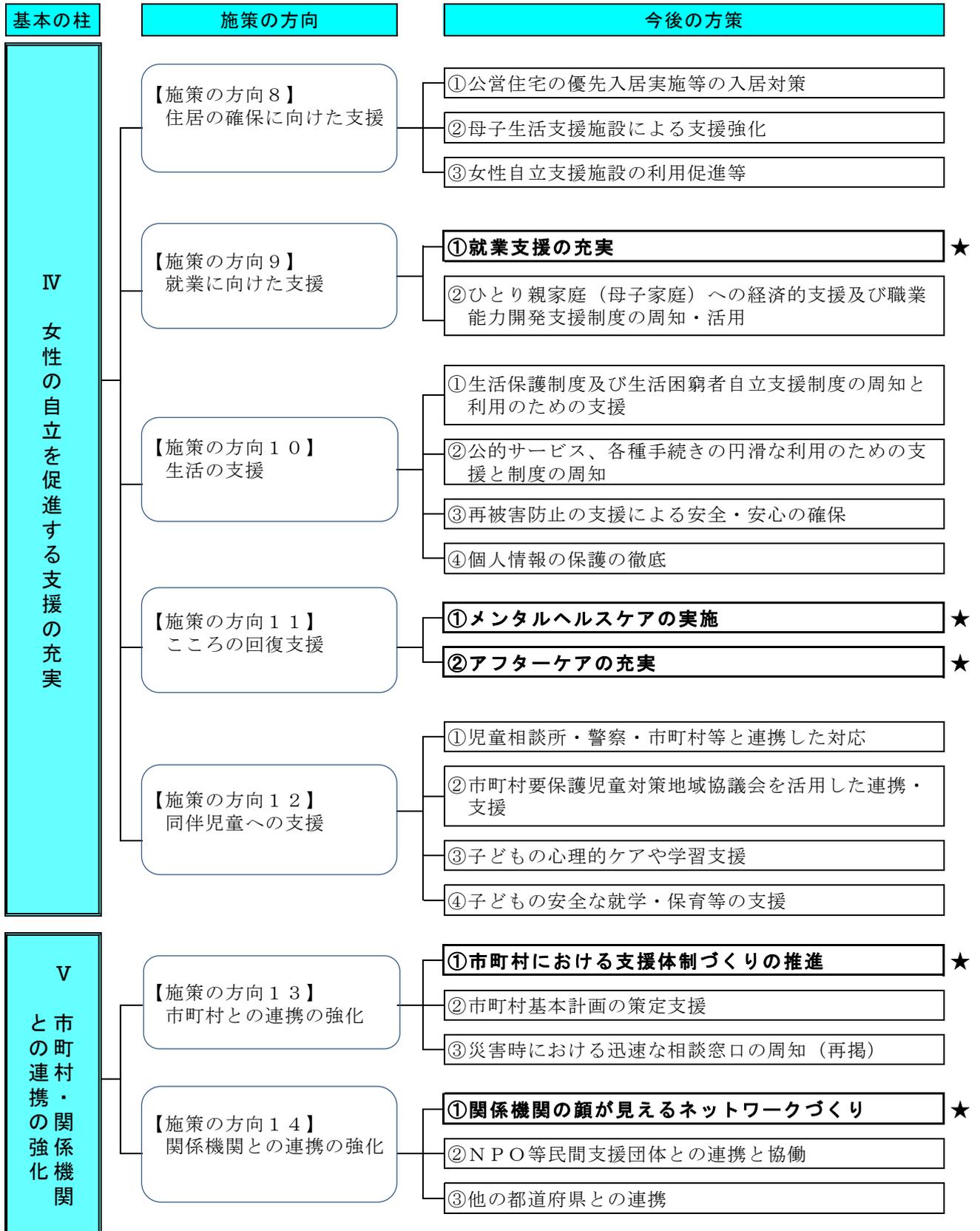
(2) の主な課題に対応する5つの基本の柱を定め、施策を推進します。
また、基本の柱には、それぞれの重点取組事項を設け積極的に取組みを進めます。



(4) 計画の体系

★は重点取組事項





(5) 数値目標

計画の推進に当たっては、次のとおり、数値目標を設定します。

① 女性相談窓口の認知度

支援を必要としながら支援対象者として十分に発見されていない女性が存在することを踏まえて、女性相談窓口の認知度を増加させていきます。

② 連携・協働する民間団体の数

支援対象者が必要とする支援を確実に届けるため、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体と連携・協働し、アウトリーチ等による早期発見や気軽に立ち寄れる居場所づくりへの取組みを進めていきます。

③ 女性相談支援担当職員を対象とした業務研修会の受講率

困難な問題を抱える女性の支援の中核の一つとなる女性相談支援員には、専門的な技術や知識経験が必要とされており、研修等を通して継続的に能力向上を図っていきます。

また、女性相談支援員のみならず、女性相談支援に関わる県・市町村の担当職員についても研修への参加を促し知識を深めていきます。

④ 市町村基本計画の策定市町村数

困難女性支援法第8条において、市町村は基本計画を定めるよう努めなければならないとされています。本計画に基づき女性支援施策を推進していくためには、市町村における基本計画の策定も重要な要素の一つであることから、市町村基本計画の策定を促進していきます。

	基本の柱	指標	単位	現状	令和7年度	備考
①	I・II	女性相談窓口の認知度	%	-	増加させる	令和6年度に調査のうえ数値目標を設定
②	II・V	連携・協働する民間団体の数	団体	0	4	
③	II	女性相談支援担当職員を対象とした業務研修会の受講率	%	(91.8 [*])	100	
④	V	市町村基本計画の策定数	市町村	-	13	

※91.8：令和5年度に女性相談支援員のみを対象とした業務研修会の受講率

(6) 推進体制

計画の推進に当たっては、市町村、民間団体、関係機関と連携・協働して取り組むとともに、全庁体制で総合的・横断的に取り組んでいきます。

① 支援調整会議

困難女性支援法第15条に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うため、県、市町村、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体及び関係機関等を構成員とした「支援調整会議」を設置します。

なお、運営に当たっては、以下のとおり段階を分けて実施していきます。

○代表者会議

困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行います。

○実務者会議

個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行います。

○個別ケース検討会議

一時保護や女性自立支援施設への入所、各種社会福祉サービスの活用など個別ケースについて詳細な支援方針を議論します。

② 庁内連絡会議

庁内関係各課による庁内連絡会議等において、毎年度、施策の実施状況や支援対象者の現状等を把握するとともに、山形県男女共同参画審議会をはじめとする関係者や県民の意見を踏まえながら、その評価・検証を行います。